

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 規 則

○附属機関の設置等に係る関係規則の一部を改正する規則…………… (法制文書課)	1
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療業務課)	1
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者保健福祉課)	2
○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則…………… (道有林課)	3
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課)	3
○北海道立衛生学院学則を廃止する規則…………… (医療業務課)	3

### 規 則

附属機関の設置等に係る関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第31号

附属機関の設置等に係る関係規則の一部を改正する規則  
(北海道総合開発委員会条例施行規則の一部改正)

**第1条** 北海道総合開発委員会条例施行規則(昭和28年北海道規則第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第5条第3項中「部会長」の次に「及び副部会長」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条に次の1項を加える。

6 第2条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と読み替えるものとする。

(北海道商工業振興審議会条例施行規則の一部改正)

**第2条** 北海道商工業振興審議会条例施行規則(昭和38年北海道規則第131号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(会議)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第4条中「出席委員」を「出席した委員及び議事に関係のある特別委員」に改める。

第6条第1項及び第3項中「委員」の次に「及び特別委員」を加え、同条第4項中「「部会長」」の次に「と、「委員及び議事に関係のある」とあるのは「部会に属する委員及び」」を加える。

(北海道農業・農村振興審議会規則の一部改正)

**第3条** 北海道農業・農村振興審議会規則(平成9年北海道規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委員」の次に「及び特別委員」を加える。

第3条第1項中「当該部会に属する委員のうちから互選する」を「会長が指名する委員がこれに当たる」に改める。

(北海道地方競馬運営委員会条例施行規則の一部改正)

**第4条** 北海道地方競馬運営委員会条例施行規則(昭和28年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(会議)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第3条中「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第5条第3項中「「小委員長」」の次に「と、「委員の」とあるのは「小委員会に属する委員の」」を加える。

(北海道建設業審議会条例施行規則の一部改正)

**第5条** 北海道建設業審議会条例施行規則(昭和51年北海道規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項並びに第3条第1項及び第3項中「委員」の次に「及び専門委員」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第32号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則

第1条中「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に改める。

第2条を削り、第2条の2を第2条とする。

第2条の3第6号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条を第2条の2とする。

第2条の4第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条を第2条の3とする。

第3条第1項中「学院長又は知事（以下「学院長等」という。）」を「知事」に改め、同条第2項第4号中「医科大学又は」を「医科大学学部、」に改め、「医科大学大学院」の次に「又は医科大学専攻科」を加える。

第4条第1項及び第2項中「学院長等」を「知事」に改め、同条第3項を削る。

第5条第2項中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に、「学院長等」を「知事」に改める。

第5条の2中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に、「学院長等」を「知事」に改める。

第6条中「学院長等」を「知事」に改め、同条第3号中「失踪<sup>そう</sup>」を「失踪」に改める。

第6条の2中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に、「学院長等」を「知事」に改める。

第6条の3第1項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に、「学院長等」を「知事」に改め、同条第2項中「学院長等」を「知事」に改める。

第7条第1項中「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に、「学院長等」を「知事」に改め、同条第2項及び第3項中「学院長等」を「知事」に改め、同条第4項を削る。

第10条中「学院長等」を「知事」に改める。

第11条第1項中「別記第10号様式」を「別記第8号様式」に、「学院長等」を「知事」に改め、同条第2項中「学院長等」を「知事」に改め、同条第3項を削る。

別記第1号様式中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」に改める。

別記第1号様式の2中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」に改める。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に、「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式を削る。

別記第10号様式中「北海道立衛生学院長 様」を「北海道知事 様」に、「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第33号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下」を「次項において」に改め、同条第2項第3号を削る。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第13条中「身体障害者更生相談所」の次に「（北海道立心身障害者総合相談所条例（昭和62年北海道条例第15号）により設置された北海道立心身障害者総合相談所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第23条を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

#### 別記第5号様式及び別記第6号様式 削除

「都道府県知事 総合振興局長（振興局長） 福祉事務所長 町 村 長	様を福祉事務所 町 村
--	----------------

別記第8号様式中「  
長 様 に改める。  
長 」

別記第12号様式中「（又は 地方裁判所）」を削る。

別記第23号様式を削る。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第34号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第39条中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日以前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第35号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「別表第1の2の2の項(26)」を「別表第1の2の3の項(26)」に、「別表第1の2の2の項(8)」を「別表第1の2の3の項(8)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院学則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第36号

北海道立衛生学院学則を廃止する規則

北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）は、廃止する。

#### 附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 北海道立衛生学院の卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付の請求等については、この規則による廃止前の北海道立衛生学院学則（以下「旧規則」という。）第23条の4の2第1項（旧規則第23条の16において準用する場合を含む。以下同じ。）、旧規則第23条の4の2第2項（旧規則第23条の16において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する旧規則第23条の3及び第23条の4並びに旧規則別記第4号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第23条の4の2第1項並びに同条第2項において準用する旧規則第23条の3及び第23条の4中「学院長」とあり、並びに旧規則別記第4号様式中「北海道立衛生学院長」とあるのは、「北海道立旭川高等看護学院長」とする。